

日本の異言語教育政策を考える（1） —新学習指導要領から見た問題点について

川 又 正 之

1. はじめに

川又のこれまでの研究（川又 2000a., 2000b., 2002, 2005, 2006, 2008）においては、日本の中学校、高等学校の英語教育を中心に、文部科学省検定済教科書や学習指導要領について、言語とイデオロギーの観点から多面的な分析を行い、問題点の指摘と改善への提言を行った。

本稿では、川又（2008）では取り上げることができなかつた、2008（平成20）年に告示された新しい中学校学習指導要領（2012年度から全面実施）と、同じく2009（平成21）年に告示予定で、2008（平成20）年12月に発表された高等学校学習指導要領の改訂案¹の検討を含めた上で、日本の異言語教育政策について考察を試みることにする。なお、2011（平成23）年度から実施されることが決定している小学校における「外国語活動」についても、一部触れることにする。

本稿の目的は、新学習指導要領の分析を通して、日本の中学校、高等学校における異言語教育政策の問題点を明らかにするとともに、その改善への視点を提示することである。

2. 学習指導要領²の変遷

学習指導要領は、文部科学省より発行されている教育課程の基準を示す文書である。第2次世界大戦以降から現在までの学習指導要領（英語、外国語科）の発行、改訂、告示の年度は以下の通りである。

1947（昭和22）年「学習指導要領・英語編（試案）」発行

1952（昭和27）年「中学校・高等学校学習指導要領・外国語科英語編（試案）」発行

1955（昭和30）年「高等学校学習指導要領・外国語科編」発行

1958（昭和33）年「中学校学習指導要領」改訂・告示

1960（昭和35）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示

1969（昭和44）年「中学校学習指導要領」改訂・告示

- 1970（昭和45）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示
- 1977（昭和52）年「中学校学習指導要領」改訂・告示
- 1978（昭和53）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示
- 1989（平成元）年「中学校・高等学校学習指導要領」改訂・告示
- 1998（平成10）年「中学校学習指導要領」改訂・告示
- 1999（平成11）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示
- 2008（平成20）年「中学校学習指導要領」改訂・告示
- 2009（平成21）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示（予定）

1947（昭和22）年版と1952（昭和27）年版については、「試案」という位置づけであったが、1955（昭和30）年版からは「試案」の文字が消え、1958（昭和33）年版以降は、官報による「告示」となって法的拘束力を持つようになった。

なお「外国語科」については、1960（昭和35）年版の高等学校学習指導要領で9単位分が「必修」とされ、1963（昭和38）年度から1972（昭和47）年度までの9年間にわたって実施されたが、それ以外は、中学、高校とも「選択」教科の扱いであった。

その後、時を経て1998（平成10）年版の中学校学習指導要領、および1999（平成11）年版の高等学校学習指導要領において必修化され、「原則英語履修」が中・高ともに打ち出されている。この流れは、2008（平成20）年版の中学校学習指導要領、および2009（平成21）年版の高等学校学習指導要領にも受け継がれ、新たに小学校の5、6年次においても「外国語活動」（2011（平成23）年度より実施）が導入されることが決定している。

3. 新学習指導要領の概要

本節では、新しい学習指導要領の内容を、その「目標」や教育課程を中心として取り上げる。なお、歴代の版については、川又（2008）に詳しいので、そちらを参照されたい。以下、中学校版と高校版に分けて述べる。

（1）中学校版新学習指導要領（2008（平成20）年3月告示）

2008（平成20）年3月に告示された新しい中学校学習指導要領（2012年度から全面実施）では、授業時数が従来の「週当たり3時間」から、「週当たり4時間」に増加となり、指導する語彙数も、「900語程度まで」から「1200語程度」となった。また、これまで関係代名詞等について、「理

解の段階にとどめること」とあった、いわゆる「はどめ規定」については、廃止されている。言語活動の4技能の各指導項目については、現在の4項目が5項目となった。

「目標」については、以下のように示されている。

「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う。」

比較のために、現行版（1998（平成10）年告示）の目標を示す。

「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くことや話すことなどの実践的コミュニケーション能力の基礎を養う。」

内容的には、両者ともほぼ同じものになっていると考えられるが、前回の改訂時に「実践的コミュニケーション能力」となった表現は、今回の新版では、「コミュニケーション能力」に戻されている。これについては、

「コミュニケーション能力はそうした実践性を当然に伴うものであることを踏まえ、今回は単に『コミュニケーション能力』とした。」（2008（平成20）年3月告示版『中学校学習指導要領解説 外国語編』p.7）と述べられている。

また、現行版では「聞くこと、話すことなどのコミュニケーション能力の基礎を養う」となっているのに対し、新版では、「読むこと、話すこと」がさらに加えられている。これは、小学校において「外国語活動」が導入され、音声面の指導が、小学校段階で一定程度行われることを前提にしてのものであると考えられる。

（2）高等学校学習指導要領の改訂案（2009年告示予定）

2009（平成21）年に告示予定で、2008（平成20）年12月に発表された高等学校学習指導要領の改訂案においては、科目について、現行の「英語Ⅰ」、「英語Ⅱ」、「リーディング」が、「コミュニケーション英語Ⅰ」、「コミュニケーション英語Ⅱ」、「コミュニケーション英語Ⅲ」に再編され、同様に「オーラル・コミュニケーションⅠ」、「オーラル・コミュニケーションⅡ」、「ライティング」が、「英語表現Ⅰ」、「英語表現Ⅱ」

に統合された。現行版では「英語Ⅰ」か「オーラル・コミュニケーションⅠ」が選択必修となっているが、新版では、「コミュニケーション英語Ⅰ」が必修となっている。さらに、各科目について「授業は英語で行うことを基本とする」ことが明文化された。

「目標」については、以下のように示されている。

「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。」

比較のために、現行版（1998（平成10）年告示）の目標を示す。

「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や相手の意向などを理解したり自分の考えなどを表現したりする実践的コミュニケーション能力を養う。」

高校版の目標についても、若干の文言の変更はあるが、ほぼ現行版を踏襲したものとなっている。前回の改訂時にやはり「実践的コミュニケーション能力」となった表現は、今回の新版では、「コミュニケーション能力」に戻されている。これは中学校版と同様の理由であると考えられる。

3. 新学習指導要領を支える理念と制度—「コミュニケーション能力」の育成と「外国語科の必修化」の流れ

本節では、新学習指導要領について、特に「コミュニケーション能力」の育成と「外国語科」の必修化を中心に考察する。

（1）「コミュニケーション能力」の育成

新学習指導要領の目標にも見られる「コミュニケーション」という用語が指導要領に登場したのは、1989（平成元）年版の中学校・高等学校学習指導要領からである。

1989（平成元）年の中学校版では、文型・文法事項の学年配当枠が廃止され、授業時数も週3時間から、週3～4時間と弾力化された。高校版では、「オーラル・コミュニケーションA」、「オーラル・コミュニケー

ションB」、「オーラル・コミュニケーションC」が科目として新設され、いずれかひとつを履修するものとした。

以下、中学版と高校版の「目標」をそれぞれ示す。

(中学版)

「第1 目標

外国語を理解し、外国語で表現する基礎的な能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を深め、国際理解の基礎を培う。」

(高校版)

「第1款 目標

外国語を理解し、外国語で表現する能力を養い、外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるとともに、言語や文化に対する関心を高め、国際理解を深める。」

基本的には歴代の指導要領の記述を踏襲した内容となっているが、中学、高校とも、上記のように「コミュニケーション」という用語が新たに登場している。これは、この前回の1977（昭和52）年の中学校版および1978（昭和53）年の高等学校版では、単に「外国語を理解し、外国語で表現する（基礎的な）能力」（カッコ内は中学校版）となっていたものである。また「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる」と、コミュニケーションと結びつける形で、「態度」の育成が外国語科の目標に組み込まれたのも、この版が初めてである。

これに関連して、以下の記述が中学版の「まえがき」に見られる。（高校版の「まえがき」もほぼ同じ内容となっている。）

「今回の改訂は、社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の形成を目指している。外国語科については、国際化の進展に対応し、国際社会の中に生きるために必要な素養を養うという観点から、特にコミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことをねらいとして行ったものである。」

「国際化」、「国際社会」、「国際理解」といった用語の使用からも、社会的な変化を学習指導要領改訂の大きな理由としていることが見てとれる。なお、「国際理解」という用語は、前回の改訂（1977（昭和52）年

「中学校学習指導要領」改訂・告示版および1978（昭和53）年「高等学校学習指導要領」改訂・告示版）で「目標」から一度消えたのが、復活したものである。しかし、1998（平成10）年改訂・告示版（中学校）および1999（平成11）年改訂・告示版（高校）から再び使われなくなり、今回の新学習指導要領においても使用されないままとなっている。

高等学校において新設された「オーラル・コミュニケーションA」、「オーラル・コミュニケーションB」、「オーラル・コミュニケーションC」は、1999（平成11）年の改訂で「オーラル・コミュニケーションI」、「オーラル・コミュニケーションII」となり、「英語I」か「オーラル・コミュニケーションI」が選択必修、さらに新学習指導要領では、「コミュニケーション英語I」が必修となった。（各科目について、英語で授業を行うことが基本とされている。）

「言語の使用場面と働き」については、1998（平成10）年版（中学校）および1999（平成11）年版（高校）で登場し、今回の中・高の新学習指導要領にそのまま受け継がれている。

教育課程上の外国語科の位置づけについては次節で取り上げるが、実際に英語を「使える」能力を育成する方針は、近年の改訂毎に強く打ち出されるようになってきていることがわかる。

（2）「外国語科」の必修化

1998（平成10）年版の中学校学習指導要領では、教育課程上の位置づけとして「外国語科」が必修教科となり、原則として英語を履修するものとする、とされた。また、1999（平成11）年版の高等学校学習指導要領においても、同様に外国語科が必修教科となり、英語を履修する場合には、「オーラル・コミュニケーションI」か「英語I」のうちから1科目を選んで必履修科目とする、とされた。中学校において外国語科が必修とされたのは今回が初めて、高等学校では、1963（昭和38）年から1972（昭和47）年まで、外国語9単位が必修とされて以来のことである。

この「必修化」に関連して、『中学校学習指導要領解説』（1998（平成10）年版）の「中学校外国語科改訂の趣旨」には、以下の記述が見られる。

「国際化の進展に対応し、外国語を使って日常的な会話や簡単な情報の交換ができるような基礎的・実践的なコミュニケーション能力を身につけることがどの生徒にも必要になってきているとの認識に立って、中学校の外

国語科を必修とすることとする。その際、英語が国際的に広くコミュニケーションの手段として使われている実態などを踏まえ、英語を履修させることを原則とする。」（p.p.2-3）

高等学校の外国語科についても、同様の趣旨で再必修化されている。さらに、以下のように続く。

「必修としての英語については、実践的コミュニケーション能力の基礎を養う観点から、言語の実際の使用場面を考慮した指導の充実を図ることにより、生徒の英語に対する興味や関心を高め、基礎的・基本的な内容の定着が一層図られるようにした。」（p.3）

改訂の根底にあるのが、やはり、「国際化＝英語」、「英語＝コミュニケーションの道具」という考え方であることがわかる。これは「英語第2公用語論」³ や「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」⁴ 等と共に通するものであると考えられるが、この点については、第5節で詳しく取り上げることにする。

4. 新学習指導要領の背景にあるものー英語帝国主義のイデオロギー

川又（2008）では、歴代の学習指導要領に見られる英語帝国主義のイデオロギーについて、分析・考察を試み、最終的に大きく5つのイデオロギーに集約されることを指摘している。（pp.70-71）

本節では、新学習指導要領の内容を含めた上で、再度、簡潔に紹介する。

①「英語は文化語」のイデオロギー＝英語は進んだアングロ＝サクソン民族の文化・文明語である。だから、英語を学べば知的にも道徳的にも成長できる。

「優れたアングロ＝サクソン民族の文化に学ぶ」という考え方は、1947（昭和22）年版、1952（昭和27）年版、1955（昭和30）年版など、特に初期のものに色濃く反映されている。

②「英語は国際語」のイデオロギー＝これからは国際化の時代であり、英語は世界各地で通用する（唯一の）国際語である。だから「国際人」になるためには、（他の言語ではなく）英語を必ず学んで身につけなければならない。

1969（昭和44）年版以降、従来の「アングロ＝サクソン民族（英米人）の英語」から、「世界共通語としての英語」へと捉え方の変化が見られるようになる。ザメンホフの「エスペラント」は、すでに1955（昭和30）年版で除外。「外国語科」は、1998（平成10）年版（中学校）／1999（平成11）年版（高校）で必修化（高校は2度目）されるが、「原則英語履修」があわせて打ち出される。2008（平成20）年版（中学校）／2009（平成11）年版（高校）でも、必修化および原則英語履修が継続される。

③「英語は手段・道具の言語」のイデオロギー＝英語は（思想・人格形成もあるが）まずはコミュニケーションのための手段・道具の言語である。だから英語を技術として教えて、それを使いこなせるようにすることが先決。

1989（平成元）年版（中・高）で新たに「コミュニケーション」という用語が登場し、いわゆる「実用志向」が強く打ち出される。1998（平成10）年版ではさらに用語が「実践的コミュニケーション能力」となり、「言語の使用場面と働き」が指導要領本体に盛り込まれる。2008（平成20）年版（中学校）／2009（平成11）年版（高校）では、「コミュニケーション能力」という表現に戻るが、「言語の使用場面と働き」とあわせて基本的な方針は継続される。

④「英語は経済効率性の高い言語」のイデオロギー＝英語は経済的に有用で、かつ効率性の高い言語である。だから学べば進学、就職、昇進にすぐに役に立ち、直接的な利益が得られる。

1952（昭和27）年版（試案）に、上記とほぼ同じ内容が明記されている。1960（昭和35）年版では、（高校）卒業後に就職を希望する生徒向けの科目として「英語A」が設置され、そこでは題材として科学技術や産業に関するものなどを取り上げることが規定されている。

⑤「英語は英米人（英語の母語話者）のように」のイデオロギー＝英語を習得するためには、（身も心も）英米人のようにならなければならない。だから英語を学んだり使用したりする時は、英米人を範とし、（日本人としてのアイデンティティを抑えて）できるだけ英米人のように振る舞わなければならない。

1947（昭和22）年版に「英語を学ぶということは、．．．われわれの心を、生まれてこのかた英語を話す人々の心と同じように働かせることで

ある。」とある。1989（平成元）年以降は、「積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てる」という文言が各指導要領に盛り込まれ、その後、1998（平成10）年版（中学校）／1999（平成11）年版（高校）を経て、2008（平成20）年版（中学校）／2009（平成11）年版（高校）でも継続される。

「ネイティブ・スピーカー」についても、その「協力」を得ることが1989（平成元）年版（中・高）で盛り込まれ、その後、1998（平成10）年版（中学校）／1999（平成11）年版（高校）を経て、2008（平成20）年版（中学校）／2009（平成11）年版（高校）でも同様に継続される。

「試案」の時代は、英語を通して「進んだ」西洋の学問・文明・文化遺産を学ぶという傾向が顕著であったのに対して、時代を経るごとに教養的な側面が背景化し、実用志向に変化。現在はコミュニケーションの手段としての英語、国際語としての英語が強く打ち出されている。さらに、「目標」における「（実践的）コミュニケーション能力の育成」の明文化、「オーラル・コミュニケーション」という科目の新設、そして新しい学習指導要領では、「コミュニケーション英語Ⅰ」（高校）の必修化や「英語で授業」の方針、また小学校5、6年次における外国語活動（実質的には英語教育）の導入など、改訂毎に「実際に使える」英語教育に重点が置かれるようになってきているのは、先にも指摘した通りである。

5. 新学習指導要領から見た日本の異言語教育政策の問題点

本節では、これまでの新しい中学校・高等学校の学習指導要領の分析等を踏まえて、日本の異言語教育政策の問題について考察を試みたい。

まず問題点として指摘できるのは、日本の異言語教育政策の二重構造性であろう。つまり、教育の究極の目的は、人間形成・人格形成にあるにもかかわらず、実質的には英会話、あるいはコミュニケーションという道具的な目的に重点が置かれるようになってきているという事実である。このような背景には、「英語第2公用語論」や「『英語が使える日本人』の育成のための戦略構想」等があると考えられるが、学校教育の場における異言語教育を、社会的な要請を盾として、その言語の運用能力の観点のみから規定するのは大きな問題があるといわざるを得ない。言語は単なるコミュニケーションの道具ではなく、民族のアイデンティティや思想の根幹をなすものである。それぞれの母語や文化を認め、尊重し合い、対等で公平な相互コミュニケーションの環境を協力して作り上げていく意識を涵養す

ることこそが、異言語教育の大きな目的であると考えられる。それを踏まえない異言語教育は、ただの技術教育に堕してしまう危険性がある。

第2の問題点として、中学校、高等学校において「異言語教育＝英語教育」となってしまっている現状がある。本来、学習指導要領において必修化されたのは「外国語科」であるはずなのだが、あわせて「原則英語履修」がはっきりと打ち出されたため、英語以外の言語を排除する結果となってしまっている。しかしながら、このような英語一極集中は、眞の国際化に逆行するものではないか。たとえば韓国では、2001年度から中学校において、英語に加えて、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、スペイン語、ロシア語、アラビア語の7つの内から1つの言語を選択して学習することが義務づけられている。高校でも、ドイツ語、フランス語、中国語、日本語、スペイン語、ロシア語から1つの言語を選択して学習することがあわせて義務づけられている。(Cf. 吉川 2004.) 大谷(2004, p. 222)の指摘によれば、世界の45カ国中、学校における異言語教育を英語のみに限定しているのは、旧アメリカ植民地のフィリピンと日本以外にはないということである。異言語を学習しない、という選択肢も含めた上で、アジアの言語を含む英語以外の言語を学ぶ機会を、指導要領は保障することが求められよう。(具体的な改革案については、川又(2000a.)で提案しているので、そちらを参照されたい。)

第3の問題点は、教育環境の改善や指導者の負担減が前提とされずに、学習指導要領の改訂が行われているということである。仮に「コミュニケーション能力の育成」を学校における異言語教育の目的(のひとつ)と認めたとしても、それを40人のクラスで毎時間実践するのは、困難を極める。新学習指導要領の高校版では、「授業は英語で行うことを基本とする」と明文化されたが、それが効果を生むためには、さらなるクラスの少人数化と、教員定数の大幅な増加が必須であろう。また、入試制度の改革もあわせて必要となろう。日本の教育への公的支出は、GDP比でOECD加盟28カ国中最低であることが指摘されているが(大津他 2009.)、予算と人員を強化し、このような状況を早急に改善することこそが、今、私たちに最も求められていることではなかろうか。

5. おわりに

本稿では、新学習指導要領の分析を通して、日本の中学校、高等学校における異言語教育政策の問題点を明らかにするとともに、その改善への視点を提示することを試みた。日本の異言語教育政策全体を考えるのであれ

ば、他にも、（本稿でも一部取り上げた）「戦略構想」や「英語公用語論」、「小学校における外国語活動」、「ALT制度」、「教員養成・研修」等、取り上げなければならないテーマは多くあるが、これらについては、今後、あらためて稿を起こしたいと考えている。

今回取り上げた「学習指導要領」は、強い法的拘束力を有しているおり、教育現場の実践に対しても大きな影響力を持っている。また、「教科書検定制度」の基準という役割もあわせ持つ。この指導要領を、教育の「国家管理」の手段ではなく、教育改善への「道標」としていくためには、絶えざる批判的な検証と、問題点への積極的、建設的な「異議申し立て」が必要とされよう。

注

- 1 文部科学省のホームページよりダウンロードした版を使用している。
- 2 歴代の学習指導要領については、安藤（編）（1991）、大村他（編）（1980）、国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）（1980a., 1980b.）、文部省（1989a., 1989b., 1999a., 1999b.）を参照した。
- 3 「『21世紀日本の構想』懇談会」の報告書（2000年1月18日発表）によって提案された。詳しくは、舟橋（2000）を参照。
- 4 文部科学省のホームページを参照。（2002年7月12日発表）

参考文献

- 安藤昭一（編） 1991. 『英語教育 現代キーワード事典』 増進堂
 大谷泰照 2004. 「日本の外国語教育診断」 大谷泰照他編著『世界の外国語教育政策』
 pp.218-227. 東信堂
 大津由紀雄他 2009. 「英語教育のあり方に関する要望書」 『英語教育』2009年2月号,
 pp.68-69. 大修館書店
 大村喜吉・高梨健吉・出来成訓（編） 1980. 『英語教育史資料1 英語教育課程の変遷』
 東京法令出版
 川又正之 2000a. 「中学校・高等学校における英語以外の外国語教育の現状について」
 カリタス女子短期大学紀要『CARITAS』第34号, pp.76-86. カリタス女子
 短期大学
 川又正之 2000b. 「言語とイデオロギー：英語帝国主義を考える」 関東甲信越英語教
 育学会『ニュースレター』 pp. 5-6. 関東甲信越英語教育学会
 川又正之 2002. 「検定済教科書に見られる『英語帝国主義』のイデオロギー」 『人文学
 部研究紀要』第15号, pp. 23-31. いわき明星大学
 川又正之 2005. 「中学校英語教科書と英語帝国主義のイデオロギー」 『外国語教育論
 集』第27号, pp. 39-47. 筑波大学外国語センター
 川又正之 2006. 「高等学校『オーラル・コミュニケーションI』の教科書と英語帝国
 主義のイデオロギー」 『外国語教育論集』第28号, pp. 107-120. 筑波大学外国語
 センター

- 川又正之 2008. 「日本の英語教育における英語帝国主義のイデオロギー（1）－『学習指導要領』」『外国語教育論集』第30号, pp.61-73. 筑波大学外国語センター
国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980a. 『文部省学習指導要領19
　　外国語編（1）』 日本国書センター
国立国語研究所内戦後教育改革資料研究会（編）1980b. 『文部省学習指導要領20
　　外国語編（2）』 日本国書センター
舟橋洋一 2000. 『あえて英語公用語論』 文春新書
文部省 1989a. 『中学校指導書 外国語編』 開隆堂出版
文部省 1989b. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 教育出版
文部省 1999a. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 東京書籍
文部省 1999b. 『高等学校学習指導要領解説 外国語編・英語編』 開隆堂出版
文部科学省 2008. 『中学校学習指導要領解説 外国語編』 開隆堂出版
吉川寛 2002. 「韓国」本名信行編『アジアの最新英語事情』pp.38-52. 大修館書店